

3. 労働事件

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
1 示談交渉事件	着手金	10万円以上	
	報酬金	調停及び示談交渉事件に準ずる。	※ 報酬金の最低額は20万円。
2 団体交渉事件	着手金	20万円以上	
	報酬金	訴訟事件に準ずる。	
3 保全事件（地位保全、賃金仮払い）	着手金	保全命令申立事件等に準ずる。	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 ※交渉から保全事件に移った場合でも、着手金の最低額は10万円以上。
	報酬金	保全命令申立事件等に準ずる。	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。
4 労働審判事件	着手金	30万円以上	※交渉から労働審判事件に移った場合でも、着手金の最低額は10万円以上。
	報酬金	事件の難易，受任から審判期日までの日数、関係人等事件の規模，事件処理に要する執務量に応じ、弁護士と依頼者との協議により定める額	※報酬金の最低額は50万円以上。
5 労働関係訴訟	着手金	訴訟事件に準ずる。	※保全事件と併せて受任したときでも保全事件とは別に受けることができる。 ※保全事件又は労働審判から労働訴訟に移った場合でも、着手金の最低額は10万円。
	報酬金	訴訟事件に準ずる。	
6 その他（紛争調停委員会によるあっせん等）	着手金	10万円以上	
	報酬金	調停及び示談交渉事件に準ずる。	